

静岡県教育研究会数学教育研究部規定

第1章 総則

(名称)

第1条 研究部は、静岡県教育研究会数学教育研究部と称する。

(事務局)

第2条 研究部の事務局は、静岡大学教育学部附属静岡中学校に置く。

(目的)

第3条 研究部は、静岡県教育研究会会則第3条に則り、小中特別支援学校教育の数学教育に関する調査研究を行い、その成果の普及を図り、本県学校教育の向上に資する。

(事業)

第4条 研究部は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1 教育に関する研究並びに調査
- 2 研究大会，研修会，講習会
- 3 研究成果の発表
- 4 目的を同じくする各種の教育関係機関，教育関係団体との連携
- 5 その他，目的を達成するために必要な事項

第2章 組織及び機関

(構成)

第5条 研究部は、静岡県教育研究会会則第5条の規定による静岡県教育研究会会員で、この研究部に参加を希望する者によって構成する。

(機関)

第6条 研究部に次の機関を置く。

委員研修会，幹事会，研究推進委員会

(委員研修会)

第7条 1 委員研修会は各地域から2名ずつ選出された委員によって構成する。ただし、必要に応じて会員から選出された役員を加えることができる。
2 委員研修会は、予算及び決算，事業計画及び事業報告，並びに幹事会から付議された重要事項について、審議決定または承認する。

(幹事会)

第8条 1 幹事会は、校長，教職員同数若干名をもって構成する。
2 幹事は、委員研修会において選出する。
3 幹事会は、部の運営上必要な事項を審議処理する。
4 幹事会は必要に応じて部長が招集する。

(研究推進委員会)

第9条 1 研究推進委員は、研究推進委員会を構成し、研究の推進に寄与する。
2 研究推進委員は、委員研修会に諮って決める。

(会議)

第10条 1 研究部の会議は、すべて過半数の出席で成立し、出席者の過半数の賛成をもって決める。ただし、可否同数の場合は議長が決める。
2 研究部は、委任状を承認する。

第3章 役員

(役員)

第11条 研究部に、次の役員を置く。

部長1名、副部長若干名、事務長1名、幹事若干名、編集主任1名、
会計主任1名、会計監査委員3名

(部長、副部長)

- 第12条
- 1 部長及び副部長は、委員研修会で選出する。
 - 2 部長は研究部を代表し、部の仕事を総括する。
 - 3 部長は会議を招集し、議事の進行を行う。
 - 4 副部長は部長を補佐し、部長に事故があるときはその職務を代行する。

(事務長、会計主任)

- 第13条
- 1 事務長は、研究部全般の連絡調整及び企画運営の事務を取り扱う。
 - 2 事務長は、細則第11条による帳簿を備え、管理する。
 - 3 会計主任は、研究部の会計を取り扱う。

(会計監査)

第14条 会計監査員は、委員研修会で選出し、研究部の会計を監査して委員研修会に報告する。

(任期)

- 第15条
- 1 研究部の委員及び委員の任務は、すべて1年とする。ただし、再任を妨げない。
 - 2 補欠員の任務は、すべて前任者の在任期間とする。

第4章 会計

(経費等)

第16条 研究部の経費は、静岡県教育研究会から配分される部費をもって充てる。

(会計年度)

第17条 研究部の会計年度は、4月1日に始まり、3月31日に終わる。

第5章 改正

(改正)

第18条 この規定の改正は、委員研修会において3分の2以上の同意を得なければならない。

第6章 付則

(付則)

- 第19条
- 1 この規定は、昭和41年10月12日から実施する。
 - 2 平成8年5月24日一部改正（研究部委員会構成に但書き追加）
 - 3 平成16年5月28日一部改正（役員の構成及び事務長、会計主任の役割明記）
 - 4 平成20年6月5日一部改正（小中養護学校を小中特別支援学校に）